

【公布された条例等のあらまし】

● 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十二号）

- 一 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費及び渡航雑費とすることとした。
- 二 鉄道賃について、鉄道を利用する移動に要する費用を支給対象とし、運賃の等級が区分される場合の運賃の額の上限を改めるとともに、急行料金及び座席指定料金の支給に係る旅行距離の制限を廃止することとした。
- 三 船賃について、船舶を利用する移動に要する費用を支給対象とし、運賃の等級が区分される場合の運賃の額の上限を改めることとした。
- 四 航空賃について、航空機を利用する移動に要する費用を支給対象とし、運賃の等級が区分される場合の運賃の額の上限を改めることとした。
- 五 車賃の名称をその他の交通費に改め、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用を支給対象とすることとした。
- 六 旅行雑費を廃止することとした。
- 七 包括宿泊費を設け、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用を支給対象とすることとした。
- 八 移転料の名称を転居費に改め、赴任に伴う転居に要する費用を支給対象とすることとした。
- 九 着後手当の名称を着後滞在費に改め、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用を支給対象とすることとした。
- 十 扶養親族移転料の名称を家族移転費に改め、赴任に伴う家族の移転に要する費用を支給対象とすることとした。
- 十一 旅行手当を廃止することとした。
- 十二 その他所要の整備を行うこととした。
- 十三 この条例は、令和八年四月一日から施行することとした。
- 十四 一から十二までについて、所要の経過措置を講ずることとした。
- 十五 公聴会参加者等の実費弁償支給条例について、所要の整理を行うこととした。

● 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十三号）

- 一 職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したこと等を申し出た場合において、任命権者は、当該職員に対して、仕事と育児との両立支援制度等の利用に関する意向確認等の措置を講じなければならないこととした。
- 二 任命権者は、三歳に満たない子を養育する職員に対して、人事委員会規則で定める期間内に、仕事と育児との両立支援制度等の利用に関する意向確認等の措置を講じなければならないこととした。
- 三 任命権者は、職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る職員の意向に配慮しなければならないこととした。
- 四 この条例は、令和七年十月一日から施行することとした。

● 職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第三十四号）

- 一 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

1 職員が一年につき請求することができる部分休業の時間の上限を七十七時間三十分（非常勤職員にあつては、勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間）とすることとした。

2 職員が部分休業を請求することができる一年の期間を毎年四月一日から翌年三月三十一日までとすることとした。

3 職員が一年につき一の時間を超えない範囲内で請求した部分休業について、任命権者は、一時間を単位として承認するものとするものとした。

4 職員が一日につき二時間を超えない範囲内で請求した部分休業について、任命権者は、勤務時間の始め又は終わりに限らず、承認するものとするものとした。

5 職員が部分休業の申出の内容を変更することができる特別の事情を定めることとした。

6 その他所要の整備を行うこととした。

二 次に掲げる条例について、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

1 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例

2 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

3 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例

三 この条例は、令和七年十月一日から施行することとした。

● 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十五号）

一 土地改良法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

● 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十六号）

一 促進区域内における不動産取得税の課税免除の要件に係る基本計画の同意の期限及び適用対象施設の設置の期限を令和十年三月三十一日までとすることとした。

二 この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和七年四月一日から適用することとした。

● 徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十七号）

一 選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げることとした。

二 公職選挙法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

三 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、二については、令和八年一月一日から施行することとした。

四 一については、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用することとした。

● 徳島県生活環境関係手数料条例及び徳島県危機管理関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第三十八号）

一 次に掲げる条例について、組織の再編に伴う所要の整理を行うこととした。

1 徳島県生活環境関係手数料条例

2 徳島県危機管理関係手数料条例

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

● 民生委員定数条例の一部を改正する条例（条例第三十九号）

一 徳島市、鳴門市、阿南市、吉野川市、美馬市及び美馬郡つるぎ町における民生委員の定数を改めることとした。

二 この条例は、令和七年十二月一日から施行することとした。

● 徳島県立総合看護学校の設置及び管理に関する条例及び徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十号）

一 次に掲げる条例について、大学等における修学の支援に関する法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

1 徳島県立総合看護学校の設置及び管理に関する条例

2 徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

● 警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十一号）

一 本県の警察官に対し支給する支給品の品目から夏服スカートを削ることとした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

● 徳島県事務委任規則の一部を改正する規則（規則第五十四号）

一 徳島県危機管理関係手数料条例及び徳島県生活環境関係手数料条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（規則第五十五号）

一 パートタイム会計年度任用職員の平均一箇月当たりの通勤所要回数を算出する場合において、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げることとした。

二 この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則の規定は、令和七年四月一日から適用することとした。

● 徳島県生活環境関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則（規則第五十六号）

一 徳島県生活環境関係手数料条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● 徳島県計量器出張検定等経費徴収規則の一部を改正する規則（規則第五十七号）

一 五百キログラム以上の分銅を使用する場合における検査用具の運搬に要する経費の額を改めることとした。

二 この規則は、令和八年四月一日から施行することとした。

三 一について、所要の経過措置を講ずることとした。

● 徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第五十八号）

一 徳島県危機管理関係手数料条例及び徳島県生活環境関係手数料条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● 徳島県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則（規則第五十九号）

一 大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。